

奨学金減額返還期間終了の皆様へ

○ 通常割賦金額（当初約束した割賦金額）で返還が開始されます

減額返還適用期間終了後、通常割賦金額（当初約束した割賦金額。ただし減額返還承認にあたって割賦方法が変更となった場合、月賦返還は継続）で返還が開始されます。

減額返還適用となった奨学生番号の振替金額が通常割賦金額となりますので、振替不能にならないように注意してください。

○ 引き続き返還が困難な場合は

現時点において引き続きやむを得ない事情により返還が困難な方は、速やかに減額返還もしくは返還期限猶予の手続をしてください。（既に手続きをしている方は、重ねてのお手続きはご不要です。）

【スカラネット・パーソナルから願出】

条件に当てはまる方は、スカラネット・パーソナルから願い出ることができます。書面による提出よりも早く、スカラネット・パーソナル上で審査結果が確認できます（本人宛に審査結果は郵送しません）。

※「スカラネット・パーソナル」は、ご自身の奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧できる情報システムです。

減額返還願・返還期限猶予願は スカラネット・パーソナルから提出できます

スカラネット・パーソナルから提出ができる条件は

- ✓ マイナンバーを JASSO に提出済み
（マイナンバーで審査に必要な情報が取得でき、取得した情報のみで審査できる）
- ✓ 延滞していない
- ✓ 月賦返還中

対象となる事由は

- ✓ 新卒等
- ✓ 経済困難
- ✓ 生活保護受給中（返還期限猶予の申請のみ）

詳細については、JASSO ホームページでご確認ください。



スカラネット・パーソナル
<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



JASSO ホームページ 減額返還制度の申請手続き
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/index.html

【郵送による願出】については裏面をご確認ください。

【郵送による願出】

① 減額返還

同封の奨学金減額返還願と証明書類（『証明書一覧』を参照。マイナンバーを提出することにより、一部の証明書の提出が省略できます。）と一緒に、遅くとも適用を希望される月の前々月末までに本機構へ提出してください。審査の後、結果を通知いたします。※ 減額返還は1年ごとに願出が必要です。

② 返還期限猶予

減額返還でも返還が困難な方は、返還期限猶予の申請をしてください。猶予を希望される月の前々月末までに本機構へ提出してください。審査の後、結果を通知いたします。なお、承認されない場合は、返還していただくことになります。

※返還期限猶予は1年ごとに願出が必要で、**通算10年（120か月）が限度**です。すでに10年（120か月）取得済の方は再度猶予の願出をすることができませんので、返還にご協力をお願いいたします。（災害^{（注）}、傷病、生活保護受給中、産休・育休、大学校在学、海外派遣による場合は、年数の制限はありません。）（注）災害原因が同一の場合は、災害発生から原則として5年が限度になります。なお、給付奨学金の返還の場合、10年の上限はありません。

※大学等に在学中の方は、在学している学校の窓口で至急在学届の手続をしてください。

【減額返還願・返還期限猶予願提出先】

〒119-0385

独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 宛

↑専用郵便番号のため、上記の郵便番号と宛名のみで届きます。

※マイナンバー提出書類を同封する際は、簡易書留で郵送してください。

※「減額返還期間終了のお知らせ」は**口座名義人宛にも通知しています**。（口座名義人が本人以外の場合）



日本学生支援機構 ホームページアドレス <https://www.jasso.go.jp/>

○減額返還について https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html

○返還期限の猶予について https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html